

被用者の使用者に対する逆求償権

宮本, 健蔵 / MIYAMOTO, Kenzo

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

119

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

15

(終了ページ / End Page)

36

(発行年 / Year)

2021-07-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026005>

被用者の使用者に対する逆求償権

宮本健蔵

目次

はじめに

一 求償権の制限理論と逆求償権

(1) 求償権の制限理論

(2) 逆求償権の基礎付け

(3) 求償権の制限と判例

二 逆求償をめぐる判例

(1) 従来の下級審判例

(2) 新たな最高裁判例の出現

(3) 判例の評価と問題点

三 「使用者固有の負担部分」論の射程距離

(1) 使用者に対する加害類型

(2) 被用者被害の類型

(3) リスク責任論と民法六五〇条三項の類推適用

むすび

はじめに

被用者が労務遂行過程において過失により第三者に損害を加えた場合に、これを賠償した使用者は被用者に求償す

被用者の使用者に対する逆求償権（宮本）

ることができる（七一五条三項）。しかし、このような使用者の求償権を全面的に認めると、結果的には、使用者はすべての損失を被用者に負担させ、自らは損失を何も負わないことになる。このような結論は公平に反することから、判例・学説は種々の理論を用いて使用者の求償権を制限してきた。そうすると、使用者が賠償したのではなくて、逆に被用者のほうが先に第三者に賠償したという場合には、使用者の求償権が制限される額の限度では、被用者が使用者に求償することが認められなければならない（被用者の逆求償権）。そうでなければ、誰が被害者たる第三者に先に賠償したかという偶然的事情によって、最終的な損失の負担に大きな差異が生ずるからである。

もっとも、賠償の資力の点では、被用者は使用者よりも通常劣ることから、被害者たる第三者は使用者に請求してこの者から賠償を得るのが一般的であり、そのためにこのような被用者の逆求償権はこれまで理論的なものにとどまっていた。

ところが、近時、このことが実際に裁判で争われた事例が出現し、最高裁は被用者の逆求償を肯定した。最高裁令和二年二月二八日判決（民集七四卷二号一〇六頁）がそうである。これは最高裁として初めての判断であり、使用者と被用者の間の最終的な損害負担に関して大きな一石を投ずるものである点で重要な意義を有する。

そこで、本稿では、この判決の検討を主たる目的としつつ、さらに労務遂行過程で生じた損害の帰属という観点から使用者と被用者の間の内部的な責任のあり方について若干の考察を行うことにしたい。

一 求償権の制限理論と逆求償権

(1) 求償権の制限理論

(ア) 使用者と被用者の内部的な関係を見ると、使用者は被用者を危険な業務に従事させることにより利益をあげている反面、被用者はこのような業務にも服さざるを得ない関係に立っている。また、使用者は通常資力を有するのに對して、被用者は無資力のことが多く、したがって使用者のほうが損害負担に耐える能力が高いといえる。使用者は事業から生じうる危険を保険等によって他に転嫁させることができることに、使用者は責任を負担してもこれをコストとして顧客、一般消費者に広く分散させることができるが、被用者はこのような手段を有しない。判例・学説はこのような認識を実質的な根拠として、使用者の求償権の制限を導く。

(イ) 問題はこれの理論的な基礎付けに關してである。これについては、学説では多様な見解が展開されているが、大別すれば、主として次の三つに分類することができる⁽¹⁾。

まず第一に、使用者責任を代位責任的に把握し、使用者には当然に求償権が認められるとする理解から出発するものである。権利濫用説⁽²⁾や信義則説⁽³⁾、過失相殺説⁽⁴⁾、共同不法行為説⁽⁵⁾などがこれに属する。

第二に、使用者の求償権の根拠を不真正連帯債務に求める見解がある。これによれば、不真正連帯債務者間の求償關係は不真正連帯債務の属性として認められるものであり、使用者は被用者に対して負担部分の割合に応じて求償することができる。両者の間の負担部分は、他の不真正連帯債務の場合と同様に、過失の割合だけでなく結果発生に對する加功度ないし原因力をも考慮して決定される。

第三は、使用者の求償権の法的性質を被用者の債務不履行または不法行為による損害賠償責任として理解するものである。この中には、「債務の本旨に従った履行」の観点⁽⁷⁾あるいは過失の相対的認定という方法⁽⁸⁾により、被用者の輕

過失のときは被用者の債務不履行または不法行為の成立それ自体を否定する見解（被用者の故意・重過失の場合など、被用者の責任が認められる限りで、使用者は求償することができる）と、被用者の債務不履行の成立を前提として、この債務不履行責任の量自体が使用者の容態に応じて一種の客観化された過失相殺というべき事情によって合理的に限縮されるとする見解（この両者間の損失分担割合が不真正連帯債務における両者の負担割合でもある⁹⁾）などがある。さらに、これらとは別に、このような債務不履行または不法行為の成否から離れて、使用者と被用者の間のリスク配分の観点からこれを基礎づける見解¹⁰⁾もある。すなわち、被用者による地位の濫用・職務の逸脱の場合や被用者の故意・重過失の場合などを除いて、被用者の行為が使用者の事業活動および事業に関連する活動のほらむ危険の実現とみられるものであるかぎり、被用者の第三者に対する不法行為による責任は、使用者・被用者の内部関係では、使用者に対して従属的立場にある者が使用者のために事務処理をしたことによるリスクとして、使用者が負担すべきであるとする。

(2) 逆求償権の基礎付け

このように使用者の求償権の制限理論は分かれるが、それでは被用者の逆求償権はどのように基礎づけることができるか。これは使用者責任および使用者の求償権の法的性質の理解と密接に関連する。

(ア) 使用者責任を代位責任として把握する場合には、使用者の全額求償すなわち被用者の最終的な全額負担は当然の帰結に過ぎない。権利濫用等による求償権の制限はこのような被用者の最終的な損害負担という基本構造を変えるものではないから、使用者の求償権が制限されることから直ちに被用者の逆求償権を導き出すことはできない。

(イ) これに対して、使用者の求償権の根拠を不真正連帯債務の属性としての求償に求める場合には、使用者の求償

権が制限されるのと同じように、被用者は使用者の負担部分につき求償することができる。

(ウ) 使用者の求償権の法的性質を被用者の債務不履行または不法行為による損害賠償責任として理解する場合には、使用者との関係で債務不履行等の責任が被用者に成立しないか、その範囲が制限されるときは、第三者に賠償した被用者は使用者にその限度で求償（不当利得返還請求）することができる。また、債務不履行責任の量の減縮とする幾代説は逆求償権について言及していないが、不真正連帯債務における負担部分として位置づけることからすると、不真正連帯債務者間の求償関係の一つとして被用者の逆求償も許されることにならう。

さらに、リスク配分の観点から考察する見解によれば、被用者は使用者に配分されたりリスクに相当する額について逆求償することができる。もっとも、四宮説はこのような逆求償権を認めてもその実益はさほど大きくなく、かえって弊害があることを考慮して最終的な判断を留保される。⁽¹⁾

(3) 求償権の制限と判例

使用者の求償権の制限は、下級審判例では、昭和三〇年代後半頃から問題とされるようになったが、その制限の根拠については信義則や権利濫用、条理や公平、不真正連帯債務における負担部分、共同不法行為、過失相殺など様々なものが挙げられていた。

このような状況下にあつて、最判昭和五一年七月八日（民集三〇巻七号六八九頁、茨城石炭商事事件）は求償権の制限を次のように基礎づけた。すなわち、「使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは

損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきである」と判示した。

これは求償権制限の根拠を「損害の公平な分担」と「信義則」に求めるとともに、制限に際して考慮すべき事情を網羅的に列挙したものである。

これ以降、ほぼすべての下級審判例はこの昭和五一年判決に従って、そこで挙げられた事情の存否を認定して個別⁽¹²⁾的な判断を行っている。

二 逆求償をめぐる判例

(1) 従来の下級審判例

このような使用者の求償権の制限とは異なり、被用者の逆求償権の問題は冒頭でも述べたように理論的なレベルにとどまっていた。また、昭和五一年判決はこのような逆求償権を否定する趣旨であると解⁽¹³⁾されていた。使用者が全額の求償権を有することを前提として、この行使が信義則上制限されるだけであり、被用者の逆求償権を認めることはこの前提と矛盾するからである。

しかし、その後、使用者所有の車を運転中に停車している使用者所有の他車に衝突させて一部損壊し、これの修理費を賠償した被用者が反訴請求として使用者に不当利得の返還請求をしたという事例⁽¹⁴⁾が現れ、近時では、被用者の逆

求償権そのものが争われた事案が散見されるようになった。

(ア) その一つは、信州フーズ事件である。これは駐車の際に後方確認不十分により停車中の第三者所有の車に衝突させたという事案において、本訴請求として、被害者に損害を賠償した被用者が使用者にこれの求償を請求し、他方で、反訴請求として使用者が自己車両に生じた損害の賠償を求めたものである。ここでは、本訴請求に焦点を当ててみると、一番は不真正連帯債務の関係を前提として、昭和五一年判決の理論構成とパラレルに理解されるべきであるとし、信義則上相当認められる範囲で逆求償できるとした(七割の額を認容)⁽¹⁵⁾。

控訴審も結論的には同じであるが、被用者の責任と使用者の責任は不真正連帯債務の関係にあり、いわゆる報償責任の観点からすると、両者の間には自ずと負担部分が存在することになるから、負担部分を超えて賠償したときは、他方に求償できるとした⁽¹⁶⁾。

このように使用者と被用者の対外的な責任関係を不真正連帯債務と把握する点では、いずれも同じである。しかし、一審判決では、「昭和五一年判決の理論構成とパラレルに理解」というのであるから、理論的には、逆求償権の基礎を使用者の求償権の制限と同様に信義則に求めるものということができる。これに対して、控訴審は使用者の損害賠償請求権とは異なり、被用者の逆求償権のところでは昭和五一年判決に言及していない。ここでは、被用者の逆求償権は報償責任の観点から独自に決せられる不真正連帯債務の負担部分にその基礎が求められる。

(イ) 第二に、ウェディングドレス損傷事件⁽¹⁷⁾が挙げられる。事案は、新婦の着用していたドレスの裾を踏んで破損させ、代替新品を購入して弁償した結婚式場の従業員が使用者にこの弁償額を求償したというものである。裁判所はこれを認容し、次のように判示した。すなわち、「民法七一五条は、企業活動による利益の帰属主体であり、かつ、危険の管理主体である使用者に、単なる代位責任を超えて、被用者の不法行為による損害賠償責任の一部を転嫁し、使

用者固有の責任を負わせる余地を肯定するものと解するのが相当であり、事案によっては、使用者に、被用者との間における内部的な固有の負担部分が観念される場合がありうるというべきである」。

また、使用者責任の代位責任的理解に基づく反対の主張と関連して、①使用者責任が代位責任であるということから、直ちに被用者と使用者との間の負担割合が観念できないとの結論が導かれると解することはできないこと、②「使用者責任の帰責原理としての報償責任及び危険責任には、単に被害者救済の趣旨にとどまらず、場合によっては、被用者において、利益の帰属主体かつ危険の管理主体たる使用者に対して損害賠償責任の一部を転嫁することを正当化する趣旨が内包されていると解するのが相当である」こと、③使用者が被害者に対して損害を賠償した後に被用者に対して求償請求した場合に求償権の行使が制限される（昭和五一年判決）こととの均衡を挙げて、使用者の主張を排斥した。

本判決の特徴は、まず第一に「使用者の内部的な固有の負担部分」の存在を明確にした点にある。また、このような内部的関係における「損害賠償責任の一部の転嫁」を使用者責任の帰責原理である報償責任及び危険責任によって正当化した。さらに、これの補足的な根拠として、①被用者は使用者の指示に従ってその企業活動に従事した側面を有すること、および②使用者が先行して被害者に賠償した場合には使用者の求償権が制限されることとの均衡を指摘している。

(ウ) さらに、福山通運事件において被用者の逆求償権が争われた。ここでは、トラックの運転手が交差点を右折する際に自転車と接触して自転車の運転手を死亡させたという事案において、相続人の一人に賠償した運転手からの使用者たる運送会社に対する求償が問題とされた（なお、他の相続人に賠償した使用者からの被用者に対する求償が反訴として提起されているが、この点は後述する⁽¹⁸⁾）。一審判決は使用者と被用者の関係を不真正連帯債務と把握し、「報

償責任及び危険責任の原理から、実質的な使用者の負担部分の存在を認めることができる」と述べて、不真正連帯債務者間の相互の求償として、被用者の逆求償権を肯定した。また、補充的な根拠として、逆求償を認めないと、被害者が使用者に対し請求するか、被用者に対し請求するかは偶然の要素により、使用者と被用者との間の損害の公平な分担が阻害されることを挙げている。このような理解は右のウェディングドレス損傷事件判決と基本的に同じである。しかしながら、控訴審判決は⁽¹⁹⁾一審判決の理論に一定の理解を示しつつも、結論的には、被用者の逆求償権を否定した。①七一条一項は、被害者が被用者から損害賠償金を回収できない危険に備えて、報償責任や危険責任を根拠にして、使用者にその危険回避の負担を負わせたものであること、②同条項は本来の賠償義務を負うのは被用者であることを前提としたものであるから、使用者の求償権が制限される場合と同じ理由をもって、逆求償という権利が発生する根拠とまですることは困難であること、③結果が公平に見えることがあるだけでは、これの理由とはならないことなどをその根拠とする。

このように下級審判例では、右の福山通運事件控訴審判決の否定的な見解を除くと、「使用者の固有の負担部分」「実質的な使用者の負担部分」を認め、これを報償責任や危険責任から基礎づけるといふ新しい展開が芽生えていたということができよう。

(2) 新たな最高裁判例の出現

右の福山通運事件控訴審判決では逆求償が認められなかったため、被用者が上告した。最高裁は被用者の逆求償権を肯定し、逆求償しうる額についてさらに審理を尽くさせるために、本件を原審に差し戻した。⁽²⁰⁾

判旨をみると、逆求償権を肯定する理由は次の二つから構成される。まず第一に、七一条一項の使用者責任は報

「賠償責任と危険責任に着目し「損害の公平な分担」という見地から使用者に責任を負わせたものである」と述べた上で、「このような使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、その事業の執行により損害を被った第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず、被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合があると解すべきである」とした。

第二には、使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合（使用者の求償権の制限）と被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とで、使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当でないという均衡論である。

このようなことから、判旨は、結論として「被用者は、（昭和五一年判決の列举する―筆者注）上記諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができる」とする。

(3) 判例の評価と問題点

(ア) 使用者責任における内部関係の理解 本判決の意義は、本来的には被害者に対する関係（対外関係）を想定した議論であったはずの報償責任や危険責任の考え方を使用者と被用者の内部関係においても適用した点にある。すなわち、第三者に対する対外関係における使用者の全額賠償義務と、被用者との間の内部関係における使用者の負担部分の存在がいずれも報償責任及び危険責任によって基礎づけられた。

もっとも、本判決では、不真正連帯債務という概念やその負担部分という用語は用いられていない。しかし、従来の判例は使用者責任の対外関係を不真正連帯債務と解して⁽²⁾おり、本判決もこれを否定する趣旨ではなからう。単なる

信義則ではなくて、報償責任や危険責任を直接の根拠として使用者の損害負担の責任を導くのであるから、本判決はウェディングドレス損傷事件判決や本件の一審判決と同じく、不真正連帯債務を前提として使用者の「固有の負担部分」ないし「実質的な使用者の負担部分」を認めたものと解するのが妥当であろう。⁽²²⁾

そうすると、被用者の逆求償権は不真正連帯債務者間における相互の求償権に他ならないのであり、信義則に基礎を有するものではない。⁽²³⁾ 昭和五一年判決とは異なって、判旨がここでは信義則を援用していないことから明らかである。さらに言えば、使用者の求償権の制限も使用者の負担部分から導かれることになろう。したがって、昭和五一年判決のように信義則をここで援用する必要はない。この意味では、昭和五一年判決の理由付けを実質的に変更するものといえることができる。⁽²⁴⁾

この点につき、たとえば本件訴訟の一審の段階では、本訴事案として被用者の逆求償の請求、反訴事案として被害者の他の相続人に対して賠償金を支払った使用者からの被用者に対する求償の請求がなされたが、裁判所は昭和五一年判決を引用して信義則によって使用者の求償権が制限されるとした。⁽²⁵⁾ しかし、他方で、このような求償権の制限の根拠は報償責任の原理および危険責任の原理にあることを指摘して、「信義則により使用者の被用者に対する求償を制限することは、実質的には、使用者の被用者に対する求償関係において、使用者の負担部分の存在を認めるのと同様となる」と判示し、⁽²⁶⁾ さらに、逆求償権については、「このような実質的な使用者の負担部分の存在」を理由に不真正連帯債務者間の求償としてこれを認めた。そうすると、不真正連帯債務の関係および報償責任・危険責任の原理に基づく使用者の負担部分の存在はいずれの問題領域においても何ら異ならないのであるから、使用者の求償権の制限も逆求償権の場合と同様に不真正連帯債務者間の求償として位置づけることが首尾一貫するであろう。一審判決が使用者の求償権につき信義則上制限されたとしたのは単に表面的に昭和五一年判決の理論に従ったに過ぎない。

また、このように使用者の固有の負担部分の存在を認める場合には、使用者責任を代位責任的に理解する従来の見解も見直しが迫られることになる。代位責任的理解によれば、使用者の内部的な負担部分は存在せず、たとえ使用者の求償権が制限される場合でも、このことから直ちに被用者の逆求償権を導くことはできない（本件の原審判決参照）。このような求償権の制限は使用者に全額の求償が認められるという基本的な枠組みを前提としたものだからである。しかし、このような前提は使用者の「固有の負担部分」という本判決の理解とは整合しない。ウェディングドレス損傷事件判決は「単なる代位責任を超えて」と述べており、この問題性が的確に表明されている。

なお、ここでの使用者の負担部分は真正な連帯債務におけるような「負担割合」ではなくて、「負担額」を意味するものと解される。判旨でも「相当と認められる額」につき求償できるとされている。したがって、被用者は自己の負担部分に相当する額を超えて第三者に賠償した場合にこの超過額を使用者に求償することができる。⁽²⁷⁾ 不真正連帯債務の概念はこの点で有用であるから、改正債権法の下でも維持されるべきであろう。

(イ) 「負担部分」の決定 判旨によれば、逆求償における使用者の負担部分の決定に際して考慮される事情は求償権の制限におけると同じである。使用者の求償しうる範囲と被用者の逆求償しうる範囲とはいわば表裏の關係に立つから、この点に格別の問題はないと思われる。具体的には、使用者の営む事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情が考慮される。

また、具体的な負担部分の決定は「損害の公平な分担」という見地から行われる。この規準も求償権の制限の場合と共通する。

このような考慮要素や制限規準については、昭和五一年判決と関連して、その根拠が必ずしも明確でなく、使用

者・被用者におけるリスク配分の方法として必ずしも適当とはいえないという批判がある。⁽²⁸⁾しかし、いずれにせよ、これらの諸要素を組み込んだ計算式が存在しない以上、やむを得ないことのように思われる。ここでは「損害の公平な分担」の見地という法的観点からするいわば客観的な「割り当て」が行われており、この点では客観的な過失相殺論やリスク責任論なども共通する側面を有する。

(ウ) 免責請求権 このように被用者が第三者に損害を賠償したときは、被用者は使用者の固有の負担部分の限度で逆償償することができる。そうだとすると、被用者が第三者に賠償する前の段階において、第三者に対する責任から被用者を免責することを使用者に請求することも被用者に認められて良い。いわゆる被用者の免責請求権 (Freistellungsanspruch) と呼ばれるものである。これは通常は第三者への給付によって行われるが、少なくとも使用者の負担部分については予め被用者に支払うことを請求することもできる。本判決の報償責任及び危険責任に基づく使用者の固有の負担部分という理解から、このような免責請求権を基礎づけることができるかどうか、あるいは、これとは別の観点に基礎を求めべきかが、逆求償権から派生する発展問題として更に検討されなければならない。

三 「使用者固有の負担部分」論の射程距離

労務遂行過程において生じた損害という観点から見ると、被用者の加害類型として、これまで見てきたような第三者加害の類型の他に、使用者に対する直接的な加害類型が存在する。また、逆に、労務遂行過程で被用者が損害を被るという場合もある(被用者被害類型)。そうすると、使用者責任の内部関係に用いられた報償責任や危険責任の考え方がこれらの類型にも妥当しないのかが問題となるろう。

(1) 使用者に対する加害類型

(ア) 使用者に対する加害の例としては、たとえば、交通事故（自損事故を含む）の際に使用者所有の自動車が損傷し、これによって車両の修繕費や休業損害、さらには、道路清掃費や積載貨物の運搬費、クレーン使用料、レッカー使用料、得べかりし利益などの損害が使用者に生じたという場合が挙げられる。居眠りによるプレナー（平削盤）の損傷や加重積載された生コン運搬船の沈没事故なども、交通事故の場合と同じく使用者の所有する物に対する侵害事例の一つである。また、近時では、取引行為において被用者の社内内規の違反などにより使用者が被った損害の賠償請求事案も多くみられる。⁽³²⁾

(イ) 昭和五一年判決は、このような使用者の直接損害の賠償請求権を使用者の求償権と同じく信義則によって制限した。したがって、使用者はその損害の全額を請求することはできない。被用者が使用者の請求しうる額を超えて使用者に損害を賠償したときは、不当利得を理由に使用者に返還請求することができる。⁽³³⁾

また、自損事故ではなくて、使用者所有の自動車を運転中に他車と衝突したような場合には、使用者は自己の損害の賠償請求とともに、使用者責任に基づき第三者に支払った賠償額の求償を同時に請求することになる。昭和五一年判決はこのような事例において使用者の損害賠償請求権と求償権の行使を区別せずに、いずれも統一的に信義則による制限に服するとした。これは使用者に対する加害類型と第三者に対する加害類型を「被用者加害の類型」という上位の類型に包摂し、使用者との内部関係において信義則を根拠に「被用者の賠償責任の軽減」を導くものといえよう。

(ウ) これに対して、令和二年判決は内部関係における報償責任及び危険責任の適用という新たな視点を打ち出したが、この観点の下では、まず第一に、既に見たような使用者の求償権の制限理論との関係が問題となる（前述二(2)イ）

参照)。さらに、このことは使用者の不法行為または債務不履行に基づく直接損害の賠償請求権の在り方にも影響を与えないのかどうかである。

たとえば、右の他車との衝突事例において、被用者が使用者よりも先に第三者に賠償したような場合についてみると、ここでは被用者の逆求償権と使用者の自己車両の損傷による損害賠償請求権が相互に対立する。昭和五一年判決のような使用者の有する損害賠償請求権と求償権という二つの権利についての制限が共通して問題となっているわけではないから、これらを信義則によって統一的に処理することは困難である。

この点に関して、信州フーズ事件の控訴審判決は、一方では使用者の損害賠償請求権の行使を昭和五一年判決に基づき信義則によって制限し、他方で被用者の逆求償権を報償責任・危険責任からする使用者の独自の負担部分によって基礎づけた。このように両者の法的基礎付けは異なる。もちろん、双方の請求権はそれぞれ別個のものであるから、理論的な基礎付けが同じである必要は全くない。

しかし、内部関係では使用者は報償責任や危険責任を直接の根拠として損害（損失）の全部または一部を負担するという視点を貫徹すると、使用者が直接に損害を被った場合にも、使用者は損害の全部または一部を負担すべき場合があり、使用者の損害賠償請求権はこの限度で客観的に減縮され、損害の公平な分担という見地から相当と認められる範囲で賠償請求できるに過ぎないと考える余地もあろう。

(2) 被用者被害の類型

さらに、労務遂行過程において被用者が損害を被った場合（被用者被害の類型）においても、このような報償責任・危険責任に基づく使用者の損失負担という視点が妥当しないのが問題となる。ここでも報償責任・危険責任の

基礎となる事情が両者の間に存在する点では同じであり、損害が使用者や第三者、あるいは被用者のいずれに生じたかは単なる偶然に属するからである。そうだとすると、被用者が損害を被った場合にも、使用者は報償責任や危険責任に基づいて損害の全部又は一部を負担する場合があります。被用者は損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について損害の賠償を請求することが認められるべきことになろう。使用者に過失がある場合には、不法行為または債務不履行による責任を追及しうることが明らかであるが、使用者に過失がない場合であっても、被用者の全額負担ではなくて、一定の範囲で使用者に損害を負担させることが「損害の公平な分担」という見地に適合すると考えられる。このように解することは安全配慮義務の領域において使用者の賠償責任の厳格化を唱える多くの学説の傾向とも合致する。

(3) リスク責任論と民法六五〇条三項の類推適用

すでに見てきたように、労務遂行過程においては種々の損害が使用者や被用者、第三者に生じうる。この場合の責任問題は被用者の加害類型と被用者の被害類型に分けて考えられるが、しかし、いずれの場合も、使用者と被用者の内部関係における「労務遂行過程で生じた損害の帰属」(リスク分配)が問題となっている点では共通する。そして、このようなリスク分配は理論的には報償責任・危険責任を根拠とするが、⁽³⁴⁾その実定法上の基礎は民法六五〇条三項の類推適用に求めることができるように思われる。民法六五〇条三項の規定は委任者の報償責任・危険責任に基づくものと解されているから、⁽³⁵⁾これを雇傭契約に類推適用することは可能であろう。⁽³⁶⁾また、この無過失損害賠償請求権による賠償の範囲は相当因果関係に立つすべての損害の賠償ではなくて、損害の公平な分担の見地から相当と認められる額、換言すると「適切な賠償」(angemessene Entschädigung)に限られる。

これを具体的にいえば、⁽³⁷⁾まず第一に、被用者被害類型では、被用者の損害発生につき使用者に過失がない場合であっても、使用者が報償責任や危険責任に基づき損失を負担すべき範囲では、被用者は民法六五〇条三項の類推適用による賠償請求権を行使することができる。

第二に、使用者に対する加害の類型では、使用者は不法行為または債務不履行に基づく損害賠償請求権を有するが、被用者も報償責任・危険責任により使用者の負担すべき損失の範囲内で、民法六五〇条三項の類推適用に基づき賠償請求する権利を有する。これらは別個の請求権であるから、同一訴訟で双方が行使されている場合でも、それぞれ別個に認容することができる。しかし、実際的には、当事者の相殺の意思表示を待たずともなく、客観的に対当額で消滅したものとしてこれの差額の賠償を命ずることが簡便であろう。

第三に、第三者に対する加害類型において、使用者が先に第三者に賠償した場合には、使用者の求償権（被用者の不法行為または債務不履行を理由とする損害賠償請求権）と被用者の民法六五〇条三項の類推適用による賠償請求権が対立することになる。ここでは、右の使用者に対する加害の類型と同様に処理される。

逆に、被用者が先に第三者に賠償した場合には、使用者の求償権（被用者の不法行為または債務不履行を理由とする損害賠償請求権）は成立しない。使用者に損害が生じていないからである。これに対して、被用者は民法六五〇条三項の類推適用に基づいて、報償責任及び危険責任により使用者の負担すべき損害の範囲内で賠償を請求することができる（逆求償権）。

また、両者がまだ第三者に賠償していないときは、被用者はこの賠償請求権を行使して、第三者に対する責任から免責することを使用者に請求することができる（免責請求権）。具体的には、使用者の負担部分に相当する額を被害者たる第三者または自己に弁済すべきことを請求しうる。

このように民法六五〇条三項の類推適用による損害賠償請求権を基礎に据えることによって、被用者加害の類型および被用者被害の類型をすべて含めて、「労務遂行過程における損害の帰属」という観点から統一的に処理することが可能となろう。令和二年判決の射程距離を考慮すると、このような民法六五〇条三項の類推適用論はこの判決の趣旨とも適合する。また、とりわけ第三者加害の類型において、被用者の逆求償権や免責請求権を容易に導きうる点に民法六五〇条三項類推適用論の有用性を見出すことができるように思われる。

おわりに

被用者の使用者に対する逆求償と関連して、令和二年判決は使用者と被用者の内部関係において使用者の損害負担の責任を直接的に報償責任及び危険責任によって基礎づけた。このような観点の射程範囲は単に逆求償の場合にとどまらないであろう。求償権の制限や使用者の直接的な損害の場合の賠償請求権などの被用者の加害類型、さらには被害者の被害の類型にも及ぶように思われる。そうだとすると、令和二年判決の投じた一石は極めて大きいと言わなければならぬ。今後は「労務遂行過程における損害の帰属」として二つの問題領域を包括的に把握した議論の進展が期待される。その際、本稿で述べたような民法六五〇条三項の類推適用論が一つの有用な手がかりとなることを望みたい。

【付記】

安達三季生名誉教授ご逝去の報に接し、まさに「巨星落つ」との感を禁じ得ない。安達先生には学部や大学院の時

代を通して長い間暖かいご指導を賜った。とりわけ院生主催の判例研究会では院生の拙い報告や議論にも熱心に耳を傾けられ、安達先生の誠実で几帳面なお人柄に深く感動したことが思い起こされる。安達先生の学恩に感謝申し上げますとともに、先生のご冥福を心からお祈り致します。

【注】

- (1) 学説の詳細については、拙著『安全配慮義務と契約責任の拡張』（信山社、一九九三年）三三〇頁以下参照。
- (2) 石田文次郎『債権各論』（早大出版部、一九四七年）二七三頁・二七七頁。
- (3) 広中俊雄『債権各論講義 第五版』（有斐閣、一九七九年）四六〇頁。
- (4) 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、復刻版・一九八〇年）一七八頁。
- (5) 加藤一郎『不法行為（増補版）』（有斐閣、一九七四年）一九〇頁。
- (6) 樫寿夫「判批」判時五二五号一二頁（一九六八年）。
- (7) 淡路剛久『連帯債務の研究』（弘文堂、一九七五年）二九二頁。
- (8) 舟本信光『自動車事故民事責任の構造』（日本評論社、一九七〇年）一〇六頁、川井健「判批」金判五一五号四頁（一九七七年）、同「使用者の求償権」『現代不法行為法研究』（日本評論社、一九七八年）一〇二頁。同旨、能見善久「判批」法協九五巻三号六〇三頁（一九七八年）。
- (9) 幾代通『不法行為』（現代法律学全集20-II）（筑摩書房、一九七七年）二〇〇頁。
- (10) 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（下）』（現代法律学全集10）（青林書院、一九八五年）七一〇頁。
- (11) 四宮和夫・前掲注（10）七二二頁。
- (12) もっとも、昭和五二年判決を明示的に引用せずに、被用者の責任を軽減するものもある。たとえば、那覇地判平成二三年三月二一日労働八二五号七五頁（M運輸事件）およびその控訴審である福岡高那覇支判平成三年二月六日労働八二五号七二頁、名古屋地判平成二一年九月九日交民集四二巻五号一一五八頁（ただし、被告が抗弁の中で援用）など。
- (13) 能見善久・前掲注（8）六〇二頁、内田貴『民法Ⅱ（第二版） 債権各論』（東大出版会、二〇〇七年）四七一頁など。裁判例としては、たとえば、千葉地判平成一九年一月二日先物取引裁判例集五〇号二九二頁（グローバリー会社商品先物取引事件）は、被用

者の逆求償権そのものが争われた事案ではないが、顧客からの賠償請求に対する従業員からの反論を従業員の逆求償権を前提とする主張であると解した上で、「いわゆる逆求償が認められるかについては法的論争があり、むしろ原則的には否定的に解されている」として昭和五二年判決を引用する。また、同一事案における別訴訟に関する千葉地判平成一九年一月三〇日先物取引裁判例集五〇号三六八頁も同旨を判示する。

- (14) 東京地判平成二四年七月一日 L E X / D B No.2423299。使用者が被用者に請求しうる範囲は損害額の二分の一に制限されるとして、これを超えて支払った額につき、被用者の不当利得返還請求を認容した。
- (15) 鳥栖簡判平成二七年四月九日判時三二九三三〇一五頁・労判一二七二二八七頁。
- (16) 佐賀地判平成二七年九月一日判時三二九三三〇一二頁・労判一二七二二八七頁。
- (17) 大分地判平成二八年二月五日 L L I / D B No.107151323。
- (18) 大阪地判平成二九年九月二九日金判一五九八号一八頁（福神通運事件一審判決）。
- (19) 大阪高判平成三〇年四月二七日金判一五九八号一五頁（福神通運事件控訴審判決）。
- (20) 最判令和二年二月二八日民集七四卷二号一〇六頁（福神通運事件上告審判決）。

「民法七一五条一項が規定する使用者責任は、使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあることや、自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる危険を増大させていることに着目し、損害の公平な分担という見地から、その事業の執行について被用者が第三者に加えた損害を使用者に負担させることとしたものである（最判昭和三二年四月三〇日民集一卷四六四六頁、最判昭和六三年七月一日民集四二卷六号四五頁参照）。このような使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、その事業の執行により損害を被った第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず、被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合があると解すべきである。

また、使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対して求償することができるものと解すべきところ（最判昭和五一年七月八日民集三三〇卷七号六八九頁）、上記の場合と被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とで、使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当でない。

以上によれば、被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合には、被用者は、上記諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができるものと解すべきで

ある」。

(21) 大判昭和十二年六月二〇日民集一六卷二二八五頁、最判昭和四五年四月二一日判時五九五号五四頁、最判昭和四六年九月三〇日判時六四六号四七頁など。

(22) 同旨、舟橋伸行「判批」ジュリ一五五三号八九頁以下(二〇二〇年)、河野奈月「判批」ジュリ一五五二号二一八頁(二〇二〇年)など。

(23) 佐藤康紀「判批」新・判例解説 Watch・民法(財産法) No.9・九一頁(TKC Web版、二〇二〇年)は本判決の規範命題からは「信義則上」という文言が慎重にも削られていることを指摘する。これに対して、水町勇一郎「判批」ジュリ一五四三号五頁(二〇二〇年)や細谷越史「判批」新・判例解説 Watch・労働法 No.108・二頁(TKC Web版、二〇二〇年)などは逆求償権を信義則によって基礎づけたものと解する。また、國武英生「判批」法時九二卷二号二一四頁(二〇二〇年)は信義則によつたものと解しようとして、理論的には、労働契約内部の危険の負担分配の規律原理として、労働契約論のなかに位置づけられる余地も残されているという。なお、富永晃一「判批」季労二七〇号一七五頁(二〇二〇年)は、試論としてはあるが、使用者の自己責任ないし固有責任を報償責任・危険責任ではなくて経済的な安全配慮義務違反の観点から基礎づけることを提案する。

(24) これと異なり、舟橋伸行「判批」法律のひろば七三卷七号七〇頁(二〇二〇年)は、使用者の求償権の発生する範囲(被用者の負担部分)を決定するに際して、信義則の観点を取り入れたものと解することもでき、逆求償を肯定することは昭和五一年判決と矛盾しないとする。これによれば、令和二年判決だけでなく、昭和五一年判決も同じく「負担部分」の存在を認めたものということになる。

(25) 大阪地判平成二九年九月二九日前掲注(18)(福山通運事件一審判決)参照。なお、信州フーズ事件の一審および二審の判決も同様に、使用者の被用者に対する損害賠償請求権に関しては、信義則により制限されるとした。

(26) 大分地判平成二八年二月五日前掲注(17)(ウェディングドレス損傷事件)も傍論ではあるが、同様の理解を示している。

(27) 最判昭和六三年七月一日民集四二卷六号四五一頁。

(28) 四宮和夫・前掲注(10)七二〇頁。

(29) このような修繕費や休業損害を超える損害などの賠償を求めた例としては、福岡高那覇支判平成一三年一月二六日前掲注(12)(M運輸事件)がある。原審は那覇地判平成一三年三月二二日前掲注(12)。

(30) 名古屋地判昭和六二年七月二七日労判五〇五号六六頁(大隈鐵工所事件)。

(31) 最判昭和六〇年二月二二日交通事故民事裁判例集一八卷一頁。

(32) 社内内規の違反の例としては、東京地判平成一五年二月二二日労判八七〇号四二頁(ガリバイインターナショナル事件)、東京

地判平成一七年七月二日労働八九九号四七頁（株式会社T（引受債務請求等）事件）、東京地判平成九年一月二七日判タ一〇一一号一六七頁、福岡地判平成二〇年二月二六日労働九六二号三七頁（郵便事業（特定郵便局長）事件）などがある。

(33) 東京地判平成二四年七月一八日前掲注(14)（損害額の二分の一を超えて支払った額につき、請求認容）。

(34) 細谷越史『労働者の損害賠償責任』（成文堂、二〇一四年）一八〇頁以下も、被用者の加害類型に関してであるが、リスク責任論の観点から被用者の賠償責任の軽減を論ずる。

(35) 末弘敏太郎『債権各論』（有斐閣、一九二〇年）七六七頁、岡松参太郎『無過失損害賠償責任論』（有斐閣、一九五三年）五九七頁など。

(36) 拙著・前掲注(1)三〇九頁以下、同『労働災害と使用者のリスク責任』（信山社、二〇一九年）四一三頁以下参照。四宮和夫・前掲注(10)七一四頁も、委任法は事務処理者の費用償還請求権（六五〇条一項）・代弁済請求権（同条二項）や事務処理者の受けた損害の転嫁請求権（同条三項）を認めており、雇傭等支配関係を伴う事務処理関係にあつては、かような事務処理本人へのリスク転嫁はもっと広く認められなければならないとする。

(37) 拙著・前掲注(1)三〇五頁以下、同・前掲注(36)四一頁以下参照。